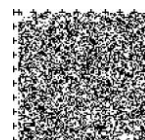


だい しょう
第 3 章

きほんもくひょう きほんほうしん しさく たいけい
基本目標・基本方針・施策の体系



1

基本目標

すべての障害者が、必要な支援を受け、

社会参加し、地域で、安定し、

充実した自立生活ができるまちづくり

3

2

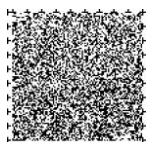
基本方針

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害の種別と程度にかかわらず、すべての障害者が、必要な支援を受けて社会参加し、地域で安定し充実した生活を継続して送ることが必要です。

このため、日常生活のさまざまな場面において、必要に応じて支援を受けつつ、障害者自らが選択及び判断していくことを基本とし、主体的な生活を送ることにより、障害者の一層の自立と社会参加を促進します。

また、日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、すべての人が対等で平等な社会を築いていくとともに、障害当事者の参画と市民、事業者等との協力による地域福祉の実現を目指します。

そこで、日常生活を支えるさまざまなサービスの提供など、障害者が地域で主体的な生活を送ることができるための支援を行っていきます。また、障害者がさまざまな活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、地域とともにさえあって生活するためのしくみづくりを推進していきます。



安心して暮らせるまちづくり

— 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 —

障害者が病院や施設から地域に移行し、また、住みなれた地域社会で、自立し安心して暮らしていくために、ホームヘルプや保健・医療サービス、相談・情報提供などの日常生活に必要なサービスを提供し、また、地域生活を支援するための拠点の整備を行います。加えて、障害者とその家族に対するライフステージに即した相談支援の充実や、障害の早期発見・早期療育の促進などを図るとともに、グループホームや障害者が安心して暮らせるための設備を整えた住宅など、地域で暮らす障害者の生活の場及び福祉施設などのさまざまな活動の場の整備を進めます。

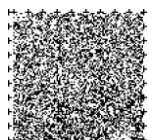
3

ともに学び、働き、社会参加するために

— 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 —

障害のある人もない人もともに学び、働き、社会参加していくために、生涯学習、スポーツ、文化などのさまざまな分野の社会活動と学習環境の整備を推進します。合わせて、就労に関する相談機能の強化など、一般企業への就労の促進と定着の支援を拡充するとともに、福祉的就労については、市役所が発注する物品やサービスを優先的に障害者就労施設等に発注することで仕事の確保を図ります。また、福祉のまちづくりの推進や移動手段の整備、安全対策の推進など、障害者の社会参加を推進するための条件整備に努めます。

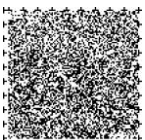
教育・保育等の分野についても、関係機関と一体となって支援体制を充実させていきます。



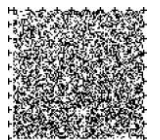
ともに^{ささ}支えあうために

— 地域^{ちいき}でともに^{ささ}支えあう社会の実現^{じつげん}と障害者^{しょうがいしゃ}の権利擁護^{けんりようご} —

障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の養成、確保を図り、障害者同士や地域との交流を進めるとともに、地域福祉を推進していきます。また、障害理解を深める施策を推進し、意識のバリアフリー化を促進します。さらに、すべての障害者に対する差別や偏見をなくすため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を適切に運用し、また障害者への虐待防止や成年後見制度の適切な活用を図るなど、障害者の権利擁護に取り組みます。



基本方針	施策分野	施策項目	ページ
<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備</p>	(1) 地域生活支援	① 日常生活支援	ホームヘルプサービスの拡充 33
		ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 33	
		一時保護体制の整備 34	
		リハビリテーション事業の推進 35	
		日常生活用具費等の給付 35	
		福祉手当の支給 36	
		地域移行支援 36	
		地域生活支援拠点等の整備 37	
		② 相談・情報提供	総合相談・専門相談対応 37
		当事者活動支援 39	
		障害者ひきこもり対策 39	
		③ 保健医療サービス	保健福祉サービスの充実 40
	健康の維持増進 40		
	地域医療の充実 41		
	医療と療育の整備 42		
	医療費助成 42		
	④ 障害児支援	障害児への支援の充実 43	
	障害児保育・放課後活動（余暇支援）の充実 43		
	⑤ 家族支援	家族の相談・情報提供 44	
	家族を支えるサービス 44		
	(2) 住まいの確保と整備	① 住まいの確保	住宅の供給整備 45
グループホーム整備の促進 45			
② 暮らしやすい住宅への改修		居住支援事業の充実 46	
		住宅整備改善等への支援 46	
(3) 福祉施設の整備	① 施設整備の促進	通所施設等の整備 47	
		② 既存福祉施設の活用	複合機能化の検討 48

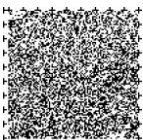


2

ともに学び、働き、社会参加するために

教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

基本方針	施策分野	施策項目	ページ
基本方針	(1) 学習環境の整備	① 支援を要する児童・生徒への教育の充実	就学前の療育・特別支援学級の充実 49
		② 生涯学習の推進	通常学級における支援と障害理解の推進 50
			高等教育の機会の確保 51
		② 生涯学習の推進	学習機会の拡大 52
			自主的な学習活動の支援 53
		(2) 就労支援	① 就労支援の促進
	就労の促進と定着支援 55		
	企業への啓発及び就労・雇用の拡大 56		
	福祉的就労の充実 57		
	(3) 社会参加の促進	① さまざまな活動への参加促進 58	
	(4) まちづくりの推進	① 交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進	建築物等のバリアフリー化 59
			移動環境の整備 60
② 情報のバリアフリー化		通訳者等の養成配置 61	
		情報機器の活用 61	
③ 防災・防犯対策の整備		防災対策の推進 62	
		防犯対策の推進 63	



基本方針 きほんほうしん	施策分野 し さく ぶん や	施策項目 し さく こう もく	ページ	
3 地域とともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護	(1) 地域福祉 推進の基盤 づくり	人材の養成確保 <small>じんざい ようせいかくほ</small>	64	
		① 推進体制の整備 <small>すいしんたいせい せいび</small>	地域ケアのネットワークづくり <small>ちいき</small>	65
		② 交流活動の 促進	民間福祉サービス団体の育成 <small>みんかんふくし だんたい いくせい</small>	65
			交流の場の整備 <small>こうりゅう ば せいび</small>	66
		② 交流活動の 促進	交流活動の促進 <small>こうりゅうかつどう そくしん</small>	66
			(2) 福祉コミュニティの 創造	障害理解を深める教育の推進 <small>しょうがいりかい ふか きょういく すいしん</small>
	① 意識のバリアフ リー化	指導者、リーダーの養成 <small>しどうしゃ ようせい</small>		68
		障害理解を深める啓発活動 <small>しょうがいりかい ふか けいはつかつどう</small>		68
	② ボランティア 活動の推進	ボランティア活動の基盤整備 <small>かつどう きばんせいび</small>		69
		ボランティア活動の拡大 <small>かつどう かくだい</small>		69
	(3) 権利擁護	① 権利擁護の推進 <small>けんりようご すいしん</small>		権利擁護事業の充実 <small>けんりようごじぎょう じゅうじつ</small>
			成年後見制度の適切な活用 <small>せいねんこうけんせいど てきせつ かつよう</small>	72
差別禁止条例の運用 <small>さべつきんしじょうれい うんよう</small>			72	

